

日常生活用具 対象品目一覧表

(※品目によっては医師の意見書が必要になる場合があります。)

種目	品目	対象要件	性能	基準額	加算額	耐用年数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの。	154,000	-	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	-	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	-	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	-	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	-	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	移動用リフト 159,000 移動用リフト用具 39,000	-	4年
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上であること。	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100	-	5年
	訓練用ベッド(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上であること。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	-	8年
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹障害者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	-	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの。	4,450	-	8年
	頭部保護帽	脳性麻痺や失調症などにより、立位や歩行が不安定であり、よく転倒する者	ヘルメット型で、スポンジ、革を主材料に制作し、転倒の際に頭部を保護できるもの。 A:スポンジ、革を主材料とするもの。 B:スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの。	A(オーダーメイド) 15,200 B(オーダーメイド) 36,750 レディメイド A・B×0.8	3%	3年
	歩行補助つえ(T字状・棒状のつえで一本のもの)	歩行に杖を要すると認められる障害を有する者	A:主体-木材(十分な強度を有するもの)、外装-ニス塗装、付属品-夜光材 B:主体-軽金属、外装-塗装なし、付属品-夜光材	A 2,200 B 3,000	5%	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	概ね次のような性質を有する手すり、スロープ等であること。 ア:障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ:転倒予防、立ち上がりの動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	-	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上又は知的障害の重度以上で訓練を行っても自ら排泄処理が困難な者(原則として学齢児以上)	足踏みペダル、ボタン等で温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護しているものが容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取り換えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	-	8年
	火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	-	8年
	自動消火器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	-	8年

	電磁調理器	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	41,000	-	6年		
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7,000	-	10年		
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	-	10年		
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	-	5年		
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	36,000	-	5年		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	56,400	-	5年		
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000	-	10年		
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	9,000	-	5年		
	盲人用体重計	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	-	5年		
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500	-	5年		
	音声式血圧計	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	16,800	-	5年		
	情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	98,800	-	5年	
情報・通信支援用具		視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上の者(原則として学齢児以上)	パーソナルコンピュータを使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	100,000	-	5年		
点字ディスプレイ		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータ画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	-	6年		
点字器		視覚障害を有する者で、必要と認められる者	標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製	付 属 品 :点 筆 を 含 む 価 格	10,400	3%	7年	
			標準型 B 32マス19行、両面書プラスチック製		6,600			
			携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製		7,200			5年
			携帯用 B 32マス12行、片面書プラスチック製		1,650			
点字タイプライター		視覚障害2級以上 (本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	63,100	-	5年		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	89,800	-	6年			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	115,000	-	6年			

視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。		198,000	-	8年	
盲人用時計	視覚障害2級以上。原則として触読式のものをご提供する。音声式は手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者に等に給付する。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	触読式	10,300	-	10年	
			音声式	13,300			
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。		128,000	-	5年	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を画面に合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。		88,900	-	6年	
人工喉頭	喉頭摘出者。電動式喉頭は、職業上又は学校教育上、真に必要な者	笛式:呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。		5,000	3%	4年	
			笛式付属品:気管カニューレ付の場合	8,100			
		電動式:顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	電動式付属品:電池、充電器を含む価格	70,100		5年	
点字図書	主に情報の入手を点字によっている者	点字により作成された図書		-	-	-	
視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障害2級以上	テレビ音声及びAM・FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。		29,000	-	6年	
人工内耳体外装置	人工内耳体外装置を装着している聴覚障害者(児)で、現に装着している当該装置が5年以上経過している者	人工内耳用音声信号処理装置、マイクロホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット、接続ケーブル等で対象者が容易に使用し得るもの。		1,100,000	-	5年	
人工内耳用電池	人工内耳体外装置を装着している聴覚障害者(児)	人工内耳用体外機に適合し得る電池又は充電電池		片耳につき 年額 30,000	-	-	
人工内耳用充電器	人工内耳体外装置を装着している聴覚障害者(児)	専用充電電池に適合し得る専用充電器で、対象者が容易に使用し得るもの。		25,000	-	3年	
排泄管理 支援用具	ストーマ用具 (ストーマ装具、洗腸用具)	腸管の切除又は膀胱の切除によって、肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者	蓄便袋:低刺激性の粘着剤を使用した密封型若しくは下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチック製のもの。	蓄便袋 付属品:皮膚保護剤、袋を体に密着させる物を含む 価格 (月額)	8,600	3%	-
		蓄尿袋:低刺激性の粘着剤を使用した密封型の尿処理用キャップ付きの収納袋で、ラテックス製又はプラスチック製のもの。	蓄尿袋 付属品:皮膚保護剤、袋を体に密着させる物を含む 価格 (月額)	11,300			

紙おむつ等 (紙おむつ、サラン・ガーゼ等 衛生用品)	3歳児以上であって、次のい ずれかに該当する者。 (ア) 治療によって軽快の見込 みのないストーマ周辺の皮膚 の著しいびらん、ストーマの変 形のためストーマ装具を装着 することができない者並びに 先天性疾患(先天性鎖肛を除 く)に起因する神経障害による 高度の排尿機能障害又は高 度の排便機能障害のある者 及び先天性鎖肛に対する肛 門形成術に起因する高度の 排便機能障害のある者で、紙 おむつ等の用具類を必要とす る者。 (イ) 脳性麻痺等脳原生運動 機能障害により、排尿若しくは 排便の意思表示が困難な者。 (ウ) (イ)と同程度の障害で あって、必要と認められる者。 ※(イ)、(ウ)の場合は、原因 となる疾病が乳幼児期(概ね3 歳未満)に発症した者に限 る。	障害者の使用に適したもの。	月額 12,000	-	-								
収尿器	脊髄損傷等による高度の排尿 障害(特に失禁のある場合) により、収尿器を必要とする者	排尿を自分でコントロールできず、常時失禁状態 にある者の収尿のための用具。採尿器と蓄尿袋 で構成されており、尿の逆流防止装置がついて いるもの。 [男性用] A: 普通型 B: 簡易型 [女性用] A: 普通型(耐久性ゴム製採尿袋を有するもの) B: 簡易型(ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管 付) ※ただし、採尿袋20枚を1組とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1187 808 1268 887">男性用 A 普通型</td> <td data-bbox="1268 808 1353 887">7,700</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 887 1268 965">男性用 B 簡易型</td> <td data-bbox="1268 887 1353 965">5,700</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 965 1268 1043">女性用 A 普通型</td> <td data-bbox="1268 965 1353 1043">8,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1043 1268 1133">女性用 B 簡易型</td> <td data-bbox="1268 1043 1353 1133">5,900</td> </tr> </table>	男性用 A 普通型	7,700	男性用 B 簡易型	5,700	女性用 A 普通型	8,500	女性用 B 簡易型	5,900	3%	1年
男性用 A 普通型	7,700												
男性用 B 簡易型	5,700												
女性用 A 普通型	8,500												
女性用 B 簡易型	5,900												
住宅改修費	居室生活動作補助用具	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	-	-								